

事業事前評価表

国際協力機構アフリカ部アフリカ第一課

1. 案件名 (国名)

国名：ルワンダ共和国

案件名：第三次地方給水計画

The Project for Rural Water Supply (Phase III)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水セクターの現状と課題

当該国の人口密度は1平方キロメートルあたり416人(2012年)とサブサハラアフリカで最も高く、政府の定住化政策もあり、多くの国民が主に水源の乏しい丘陵地域に居住を余儀なくされている。また、水源は主に湧水、湖沼、河川に頼っているが、水質に問題があり、遠方までの水汲みに時間を要し、地方開発の障害の一つとなっている。特に、本プロジェクト対象地域である東部県7郡の給水率は、2011年時点で66.6%(第三回全国家庭調査)であり、全国平均値である74.2%と比して、低い水準にある。

(2) 当該国における水セクター開発政策における本事業の位置づけ及び必要性

当国は2000年に策定された国家開発計画「VISION2020」の基本方針の一つとして「インフラの整備」を掲げている。その中で安全な水へのアクセス率は2017年までに100%とする目標を設定しており、本事業は特に給水率の低い東部県における給水サービスへのアクセス向上に貢献するものである。

(3) 水セクターに対する我が国及びJICAの援助方針と実績

我が国は対ルワンダ共和国国別援助方針(2012年4月)において、「社会サービスの向上(安全な水の供給)」を重点分野に位置付け、他県に比べ給水率の低い東部県地方を中心に各スキームを組み合わせた包括的な支援を実施している。当該セクターに対する近年の協力実績として、地方給水施設整備のための無償資金協力事業2件(2006年、2009年)、開発調査(2008年)、技術協力プロジェクト(2007年～2011年)を実施済みで、現在、技術協力プロジェクト「地方給水施設運営維持管理強化プロジェクト」を準備中である。なお、本事業はTICAD Vにおいて取り組みが表明された「1,000万人に対する安全な水へのアクセス及び衛生改善」に貢献するものである。

(4) 他の援助機関の対応

ルワンダでは、水分野において、東部県はJICA、北部県はUNICEF、南部県はEU/ベルギー、西部県はスイス等、主要ドナー間で活動エリアが棲み分けされており、UNICEFやEU、NGO(Water Aid, World Vision等)は各対象地域において、給水施設の建設、民間給水事業体の能力強化、衛生啓発を組み合わせたプロジェクトを行っている。

3. 事業概要

(1) 事業の目的

本事業は、東部県において給水施設の整備と維持管理能力の向上を図り、もって同県の安全な水へのアクセスおよび給水率の向上に寄与することを目的とする。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

東部県カヨンザ郡ムラマセクター、ンゴマ郡ルキラセクター、ガツィボ郡レメラセクター（人口約7万人）

(3) 事業概要

1) 土木工事、調達機器等の内容

上記3サイトにおける、湧水取水施設（2サイト）、深井戸施設（1サイト）、集水槽（4ヶ所）、配水池（4ヶ所）、塩素注入室（2ヶ所）、調圧槽、公共水栓、導水管・送水管・配水管の建設

2) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネントの内容

上記1)に係る、入札補助・実施監理及び給水事業体設立に係る支援・衛生啓発活動等

(4) 総事業費/概算協力額

総事業費 10.14 億円（概算協力額（日本側）：10.13 億円、ルワンダ側：0.01 億円）

(5) 事業実施スケジュール（協力期間）

2015年3月～2017年3月を予定（計24ヶ月。詳細設計、入札期間を含む）

(6) 事業実施体制（実施機関/カウンターパート）

主管官庁：インフラストラクチャー省政策計画局水衛生課

実施機関：水衛生公社（Water and Sanitation Corporation：WASAC）。

※WASACは、旧エネルギー・水・衛生公社（EWSA）の水衛生部門を母体とし、2014年8月に政府100%出資で発足した新公社

(7) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類：C

② カテゴリ分類の根拠：本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 貧困削減促進：該当なし

3) 社会開発促進（ジェンダーの視点、エイズ等感染症対策、参加型開発、障害者配慮等）：該当なし

(8) 他事業、ドナー等との連携・役割分担

本事業の実施機関であるWASACの地方給水体の維持管理能力強化等を図る技術協力プロジェクトを今後実施予定。なお、本事業の対象地域では、他機関によるプロジェクトと重複がないことを確認済。

(9) その他特記事項

本案件は対象地域における安全な水へのアクセスの改善を図るものであり、気候変動の影響による水・衛生環境の悪化に備えるものとなるため、気候変動適応策と位置付けられる。

4. 外部条件・リスクコントロール

(1) 事業実施のための前提条件

特になし

(2) プロジェクト全体計画達成のための外部条件

- ・治安情勢がプロジェクト遂行に支障をきたすほど不安定化しない。
- ・ルワンダにおける地方給水政策が大きく変更されない。
- ・水源の利用可能量が減少しない。

5. 過去の類似案件の評価結果と本事業への教訓

(1) 類似案件の評価結果

ケニア国「メルー市給水計画」(2001年～2003年)の事後評価等において、無償による施設整備に加え、専門家派遣、協力隊派遣を含む様々な形の協力を組み合わせて継続して行うことにより、ハード面のみならずソフト面の協力も同時に実施し、効率的な維持管理・無収水の削減等の案件の効果・持続性を高めることができたとの指摘がなされている。

(2) 本事業への教訓

本事業では、地域における給水事業運営維持管理体制の強化を目指す「地方給水施設運営維持管理強化プロジェクト」(技術協力プロジェクト)を実施予定のところ、同プロジェクトや、本事業サイトに派遣されている青年海外協力隊(水の防衛隊)と情報交換等を含む連携を行い、本事業実施後の日常的な維持管理体制の向上を目指し、事業の効果・持続性を高める。

6. 評価結果

以下の内容により本案件の妥当性は高く、また有効性が見込まれると判断される。

(1) 妥当性

ルワンダは国家開発計画「VISION2020」や第二次経済開発・貧困削減戦略(EDPRS-2)において、安全な水へのアクセス向上を目標として掲げている。また我が国は「安全な水の供給」を対ルワンダ国援助重点分野に掲げ、他県に比べて給水率の低い東部県を中心に「水衛生改善プログラム」を実施しているため、同県の給水率向上を目的とする本事業の妥当性は高い。加えて、本事業はTICAD Vにおける我が国の支援策にも合致している。

(2) 有効性

1) 定量的効果

指標名	基準値 (2012年実績値)	目標値(2020年) 【事業完成3年後】
対象地域の給水量(m ³ /日)	954	1,618
対象地域の給水人口(人)	47,693	80,894

2) 定性的効果

水運搬労働の負担軽減、水因性疾患の低減

7. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

6.(2)1)のとおり。

(2) 今後の評価のタイミング

- ・事後評価 事業完成3年後

以上